

所得補償制度

(天災補償特約付所得補償保険【損害保険】・天災補償特約付精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 所得補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

(所得補償保険部分)

- 病気やケガにより免責期間7日を超えて就業不能が継続した場合、保険金をお支払いします。
- 新型コロナウイルス感染症により就業不能状態となられた場合も補償対象となります。

(団体長期障害所得補償保険部分)

- 病気やケガにより免責期間372日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

お支払実績

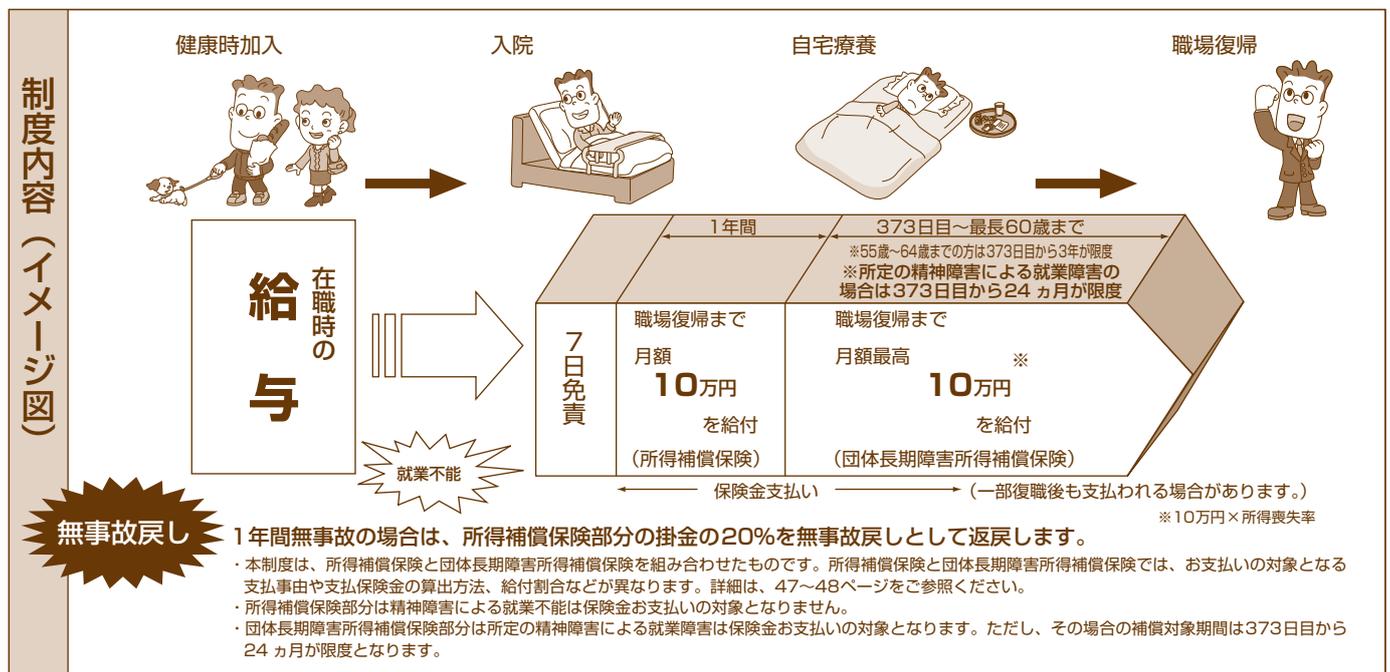
2021年度お支払実績

20件 約1,164万円
 所得補償保険部分 14件 約562万円
 団体長期障害所得補償保険部分 6件 約602万円

制度内容

〈本人のみ加入できます。〉

『きずな』とセットでご加入いただくことにより、万一（死亡・高度障害）の場合の保障から、働けなくなった場合の補償まで幅広く準備することができます。



掛金

●申込コース Wコース

年齢	補償対象期間	月額掛金 (上段：うち所得補償保険部分 Uコース 下段：うち団体長期障害所得補償保険部分 Tコース)	
		男性	女性
16～19歳	所得補償保険部分 8日目から 1年	1,252 (400 / 752) 円	1,004 (400 / 504) 円
20～24歳		1,442 (590 / 752) 円	1,194 (590 / 504) 円
25～29歳		1,538 (660 / 778) 円	1,408 (660 / 648) 円
30～34歳		1,760 (820 / 840) 円	1,771 (820 / 851) 円
35～39歳	団体長期障害所得補償保険部分 373日目から 最長60歳まで	2,132 (1,020 / 1,012) 円	2,355 (1,020 / 1,235) 円
40～44歳		2,825 (1,280 / 1,445) 円	3,278 (1,280 / 1,898) 円
45～49歳		3,562 (1,520 / 1,942) 円	4,124 (1,520 / 2,504) 円
50～54歳		4,124 (1,770 / 2,254) 円	4,559 (1,770 / 2,689) 円
55～59歳		4,244 (1,890 / 2,254) 円	4,370 (1,890 / 2,380) 円
60～64歳	所得補償保険部分8日目から1年 団体長期障害所得補償保険部分373日目から3年	5,987 (1,990 / 3,897) 円	5,735 (1,990 / 3,645) 円

- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 - 年齢は2023年1月1日現在の満年齢です。
 - 左記掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
 - 所得補償保険部分の免責期間は7日、団体長期障害所得補償保険部分の免責期間は372日です。
 - 左記掛金には、制度運営費100円が含まれています。
 - 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- 【お取扱いできない事項の例】
- ・保険期間中のコース変更
 - ・保険期間の変更
 - ・掛金の払込方法の変更 など
- ＜無事故戻しについて＞
 所得補償保険部分について保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返戻金としてお支払いいただいた所得補償保険部分の掛金の20%を被保険者にお返しします。
 ただし、無事故戻し返戻金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、所得補償保険部分の保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返戻金を精算させていただきます。